

(14) 公認心理師について

I 公認心理師

2017年9月15日に施行された「公認心理師法」により、日本初の心理職の国家資格「公認心理師」制度が始まった。公認心理師は、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を必要とする人々の心理状態を観察してその結果を分析し、支援を必要とする人やその関係者に対して、関連する他職種との連携を図りながら、助言・指導その他の心理に関する援助を行う。管轄は文部科学省と厚生労働省であり、今後、医療・保健、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働、その他の幅広い分野において、国民の心の健康の保持増進に寄与することが期待される。

II 公認心理師となるために必要な科目について

公認心理師の受験資格は、①学部及び大学院で心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者（公認心理師法第7条第1号）、あるいは②学部で心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、特定の施設で特定の期間、心理職の業務に従事した者に与えられる（公認心理師法第7条第2号）。このうち、学部で学修すべき科目数は25と定められている。これらの科目は在学中にすべて履修することが受験資格を満たすために必要である。詳細は、以下の厚生労働省および日本心理研修センターのサイトを参照。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

日本心理研修センター（国家試験実施機関） <http://shinri-kenshu.jp/>

III 在学生の経過措置：受験資格の特例の適用に係る科目の読み替えについて (2017年度までの教養学部人間科学科入学生が対象)

公認心理師の国家試験の受験資格については、「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目」として、法施行日前に4年制大学および大学院において省令で定める科目を履修あるいは履修中の者に適用される経過措置が定められている。

本学では、法の施行日である2017年9月15日に、教養学部人間科学科に在籍していた学生（2011年度～2014年度入学生、および2015年度～2017年度入学生）について、受験資格の特例（法附則第2条第1項第3号及び第4号、すなわち経過措置のE・Fコース）の省令で定める大学における科目として、以下の別表1のとおり読み替える。不明な点については、心理学研究室（泉キャンパス4号館5階・022-375-1183・psychology@ml.tohoku-gakuin.ac.jp）に問い合わせること。

なお、今後、文部科学省・厚生労働省・試験実施機関から通知等があることも考えられるため、下記読み替え表をもって必ずしも受験資格を保証するものではない。公認心理師試験の受験資格の有無は、各自の責任で確認すること。

IV 2018年度入学生への特別措置について

2018年度入学生（編入学生を含む）は、公認心理師法施行日（2017年9月15日）以降に入学したことになるため、受験資格取得要件となる学部の25科目を履修する必要がある。しかしながら、2018年度入学生に適用されているカリキュラムは公認心理師に対応したものではなかった。そこで、2018年度教養学部人間科学科入学生に限り、公認心理師資格取得を希望する者に以下の特別措置を施す。

- 1 教養学部人間科学科2018年度入学生で公認心理師資格の取得を希望する者は、2年次以降に、2019年度入学生に適用されるカリキュラムで設置された科目のうち、別表2に示した公認心理師関連科目を履修することができる。

- 2 1で履修した科目のうち、「発達心理学」を除く24科目は卒業要件単位には含めず、自由科目として扱う。
- 3 1で履修する科目は履修上限単位数（CAP）には含めない。

不明な点については、心理学研究室（泉キャンパス4号館5階・022-375-1183・psychology@ml.tohoku-gakuin.ac.jp）に問い合わせること。

V 2019年度以降の入学生について

2019年度入学生から、公認心理師の国家試験の受験資格取得要件となる学部の科目を履修することが可能となった。必要な科目は別表を参照。なお、これらの科目の中には、本学の卒業要件には含まれないものもあることに注意すること。不明な点については、心理学研究室（泉キャンパス4号館5階・022-375-1183・psychology@ml.tohoku-gakuin.ac.jp）に問い合わせること。

別表1 公認心理師の受験資格の特例（経過措置）に係る大学における科目の読み替え
（2011年度～2014年度入学生・2015年度～2017年度入学生に共通）

附則第2条第1項第3号及び第4号の規定による科目				本学における読み替え科目	申請上の注意
大学における必要な科目				本学の科目名	
		科目名			
I	1	心理学概論	左記5科目から3科目以上の履修が必要	心理学（教養教育科目）	本学の3科目のうちいずれか一つを「1心理学概論」として申請することが可能
				心理学基礎論A	
				心理学基礎論B	
	2	臨床心理学概論		(該当科目なし)	
	3	心理学研究法		心理学研究法A	
	4	心理学統計法	心理学研究法B	本学の3科目のうちいずれか一つを「4心理学統計法」として申請することが可能	
		基礎統計学（学部共通科目）	応用統計学（学部共通科目）		
	5	心理学実験	心理学実験実習A		
II	6	知覚・認知心理学	左記7科目から4科目以上の履修が必要	知覚心理学	本学の2科目のうちいずれか一つを「6知覚・認知心理学」として申請することが可能
				認知心理学	
	7	学習・言語心理学		(該当科目なし)	
	8	感情・人格心理学		パーソナリティ心理学	
	9	神経・生理心理学		脳神経科学	本学の2科目のうちいずれか一つを「9神経・生理心理学」として申請することが可能
				生理心理学	
	10	社会・集団・家族心理学		社会心理学	
	11	発達心理学	発達心理学		
	12	障害者（児）心理学	(該当科目なし)		
III	13	心理的アセスメント	13, 14, 23, 24から2科目以上の履修が必要	心理学実験実習B	
	14	心理学的支援法		臨床心理学	
IV	15	健康・医療心理学	左記5科目から2科目以上の履修が必要	健康心理学	
	16	福祉心理学		(該当科目なし)	
	17	教育・学校心理学		教育心理学	本学の3科目のうちいずれか一つを「17教育・学校心理学」として申請することが可能
				教育の相談と指導I	
				教育の相談と指導II	
18	司法心理学（犯罪心理学を含む）	(該当科目なし)			
	19	産業・組織心理学	組織心理学		
V	20	人体の構造と機能及び疾病	左記2科目から1科目以上の履修が必要	(該当科目なし)	「15健康心理学」を20または21の履修と見なすことは可。その場合、IV領域は16～19から2科目以上の履修が必要。
	21	精神疾患とその治療		精神医学	
III	23	心理演習	13, 14, 23, 24から2科目以上の履修が必要	(該当科目なし)	
	24	心理実習（時間数を問わない）		(該当科目なし)	

別表2 公認心理師となるために必要な科目と本学の科目名
(2019年度以降の入学生に適用)

第7条第1号及び第2号の 規定による科目		本学の科目名	開講学年と単位数				区分
大学における必要な科目			1年	2年	3年	4年	
科目名							
1	公認心理師の職責	公認心理師の職責	2				免許および資格関係科目(※)
2	心理学概論	心理学基礎論A(心理学概論)	2				学科専門科目・基礎科目
3	臨床心理学概論	心理学基礎論B(臨床心理学概論)	2				学科専門科目・基礎科目
4	心理学研究法	心理学研究法A(心理学研究法)		2			学科専門科目・研究方法科目
5	心理学統計法	心理学研究法B(心理学統計法)		2			学科専門科目・研究方法科目
6	心理学実験	心理学実験実習A(心理学実験)		2			学科専門科目・研究方法科目
7	知覚・認知心理学	知覚・認知心理学		2			学科専門科目・専門科目
8	学習・言語心理学	学習・言語心理学		2			学科専門科目・専門科目
9	感情・人格心理学	感情・人格心理学			2		学科専門科目・専門科目
10	神経・生理心理学	神経・生理心理学			2		学科専門科目・専門科目
11	社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学		2			学科専門科目・専門科目
12	発達心理学	発達心理学		2			学科専門科目・専門科目
13	障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学		2			免許および資格関係科目(※)
14	心理的アセスメント	心理学実験実習B(心理的アセスメント)		2			学科専門科目・研究方法科目
15	心理学的支援法	臨床心理学(心理学的支援法)			2		学科専門科目・専門科目
16	健康・医療心理学	健康・医療心理学			2		学科専門科目・専門科目
17	福祉心理学	福祉心理学		2			免許および資格関係科目(※)
18	教育・学校心理学	教育・学校心理学		2			学科専門科目・専門科目
19	司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学		2			免許および資格関係科目(※)
20	産業・組織心理学	産業・組織心理学			2		学科専門科目・専門科目
21	人体の構造と機能及び疾病	脳神経科学(人体の構造と機能及び疾病)		2			免許および資格関係科目(※)
22	精神疾患とその治療	精神疾患とその治療			2		免許および資格関係科目(※)
23	関係行政論	関係行政論			2		免許および資格関係科目(※)
24	心理演習	心理演習			2		免許および資格関係科目(※)
25	心理実習	心理実習			2		免許および資格関係科目(※)

※「免許および資格関係科目」の区分に該当する科目は、卒業要件の単位としては認められない。履修に際して注意すること。